

## 技術士第二次試験実施大綱

科学技術・学術審議会  
技術士分科会試験部会

## 1. 技術士第二次試験の実施について

- (1) 技術士第二次試験は、機械部門から総合技術監理部門まで21の技術部門ごとに実施し、当該技術部門の技術士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するか否かを判定し得るよう実施する。
- (2) 試験は、必須科目及び選択科目の2科目について行う。

出題に当たって、総合技術監理部門を除く技術部門における必須科目については当該技術部門の技術士として必要な当該「技術部門」全般にわたる専門知識、応用能力、問題解決能力及び課題遂行能力に関するものについて、選択科目については当該「選択科目」についての専門知識及び応用能力に関するもの、並びに問題解決能力及び課題遂行能力に関するものについて問うよう配慮する。

総合技術監理部門における必須科目については、「総合技術監理部門」に関する課題解決能力及び応用能力を問うこととし、選択科目については、総合技術監理部門を除く技術部門の必須科目及び選択科目と同様の問題の種類を問うこととする。

試験の程度は、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計等の業務に従事した期間が4年等（参考参照）であることを踏まえたものとする。
- (3) 筆記試験（必須科目、選択科目）及び口頭試験を通して、問題作成、採点、合否判定等に関する基本的な方針や考え方を統一するよう配慮する。

※鍵括弧付きの「選択科目」は、21の技術部門におかれる69の選択科目を指す。

## 2. 技術士第二次試験の試験方法

- (1) 筆記試験
  - ① 総合技術監理部門を除く技術部門の必須科目及び選択科目は、いずれも記述式により行う。

総合技術監理部門の必須科目は択一式及び記述式により、選択科目は記述式により行う。
  - ② 筆記試験の問題の種類及び解答時間は、次のとおりとする。

(総合技術監理部門を除く技術部門)

| 問 題 の 種 類  | 解 答 時 間 |
|--|---------|
| I 必須科目<br>「技術部門」全般にわたる専門知識、応用能力、問題解決能力及び課題遂行能力に関するもの | 2 時間    |
| II 選択科目<br>「選択科目」についての専門知識及び応用能力に関するもの               | 3 時間30分 |
| III 選択科目<br>「選択科目」についての問題解決能力及び課題遂行能力に関するもの          |         |

(総合技術監理部門)

| 問 題 の 種 類  | 解 答 時 間         |
|--|-----------------|
| I 必須科目<br>「総合技術監理部門」に関する課題解決能力及び応用能力<br>択一式<br>記述式   | 2 時間<br>3 時間30分 |
| II 選択科目<br>(他の20の技術部門の必須科目及び対応する選択科目のうちあらかじめ選択する1科目) | 3 時間30分         |
| 1 選択した「技術部門」全般にわたる専門知識、応用能力、問題解決能力及び課題遂行能力に関するもの     |                 |
| 2 選択した技術部門に対応する「選択科目」についての専門知識及び応用能力に関するもの           |                 |
| 3 選択した技術部門に対応する「選択科目」についての問題解決能力及び課題遂行能力に関するもの       |                 |

※既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について技術士となる資格を有する者は、当該技術部門に対応する選択科目が免除される。(技術士法施行規則第11条の2)

(2) 口頭試験

- ① 口頭試験は、筆記試験の合格者に対してのみ行う。
- ② 口頭試験は、技術士としての適格性を判定することに主眼をおき、筆記試験における記述式問題の答案及び業務経歴を踏まえ実施するものとし、筆記試験の繰り返しにならないよう留意する。
- ③ 試問事項及び試問時間は、次のとおりとする。なお、試問時間を10分程度延長することを可能とするなど受験者の能力を十分確認できるよう留意する。

(総合技術監理部門を除く技術部門)

| 試 問 事 項       | 試 問 時 間 |
|---------------|---------|
| I 技術士としての実務能力 | } 20分   |
| II 技術士としての適格性 |         |

(総合技術監理部門)

| 試 問 事 項                                  | 試 問 時 間    |
|--|------------|
| I (必須科目に対応)                              | 20分        |
| I 「総合技術監理部門」の必須科目に関する技術士として必要な専門知識及び応用能力 |            |
| II (選択科目に対応)                             | } ※<br>20分 |
| I 技術士としての実務能力                            |            |
| II 技術士としての適格性                            |            |

※選択科目に関する口頭試験は、総合技術監理部門以外の技術部門の口頭試験にて別途行うこととする。また、選択科目が免除される者は必須科目のみの試問とする。

(3) 配点

① 筆記試験

(総合技術監理部門を除く技術部門)

問題別の配点は次のとおりとする。

|          |       |     |
|----------|-------|-----|
| I 必須科目   | 40点満点 |     |
| II 選択科目  | 60点満点 | }   |
| III 選択科目 |       |     |
|          |       | }   |
|          |       | 30点 |

(総合技術監理部門)

問題別の配点は次のとおりとする。

|         |             |
|---------|-------------|
| I 必須科目  |             |
| 択一式     | 50点満点       |
| 記述式     | 50点満点       |
| II 選択科目 |             |
| 1       | 40点満点       |
| 2 ]     | 60点満点 [ 30点 |
| 3 ]     | 30点         |

② 口頭試験

(総合技術監理部門を除く技術部門)

試問事項別の配点は次のとおりとする。

|                      |       |
|----------------------|-------|
| I 技術士としての実務能力        |       |
| 1. コミュニケーション、リーダーシップ | 30点満点 |
| 2. 評価、マネジメント         | 30点満点 |
| II 技術士としての適格性        |       |
| 3. 技術者倫理             | 20点満点 |
| 4. 継続研さん             | 20点満点 |

(総合技術監理部門)

試問事項別の配点は次のとおりとする。

|  |       |
|--|-------|
| I (必須科目に対応)                            |       |
| I 総合技術監理部門の必須科目に関する技術士として必要な専門知識及び応用能力 |       |
| 1. 経歴及び応用能力                            | 60点満点 |
| 2. 体系的専門知識                             | 40点満点 |
| II (選択科目に対応)                           |       |
| I 技術士としての実務能力                          |       |
| 1. コミュニケーション、リーダーシップ                   | 30点満点 |
| 2. 評価、マネジメント                           | 30点満点 |
| II 技術士としての適格性                          |       |
| 3. 技術者倫理                               | 20点満点 |
| 4. 継続研さん                               | 20点満点 |

## 受験資格

技術士補となる資格を有し、次のいずれかに該当する者

(1) 技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して次に定める期間 ((2)の期間を算入することができる。) を超える者。

- ① 総合技術監理部門を除く技術部門 4年
- ② 総合技術監理部門 7年

(2) 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務を行う者<sup>(注1)</sup>の監督<sup>(注2)</sup>の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後通算して次に定める期間 ((1)の期間を算入することができる。) を超える者。

- ① 総合技術監理部門を除く技術部門 4年
- ② 総合技術監理部門 7年

(注1) 7年を超える業務経験を有し、かつ受験者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。

(注2) 受験者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、指導、助言その他適切な手段により行われるもの。

(3) 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して次に定める期間を超える者。

- ① 総合技術監理部門を除く技術部門 7年
- ② 総合技術監理部門 10年

(既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあつては7年)

なお、(1)~(3)のいずれにおいても学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあつては、2年を限度として、当該期間からその在学した期間を減じた期間とする。